

国民健康保険

「倒産・解雇などによる離職（特定受給資格者）」や「雇い止めなどによる離職（特定理由離職者）」をされた方へ（失業時点で65歳未満の方）

平成22（2010）年度から国民健康保険料が次のような場合は、軽減されます。

対象者は？

離職の日の翌日から翌年度末までの期間において、

- ①雇用保険の特定受給資格者（例：倒産・解雇などによる離職）
- ②雇用保険の特定理由離職者（例：雇い止めなどによる離職）として失業給付を受ける方です。

※雇用保険受給資格者証に記載されている離職コードにより対象者となるか判断されます。

軽減期間は？

離職の翌日から翌年度末までの期間です。

- ※雇用保険の失業等給付を受ける期間とは異なります。
- ※国民健康保険に加入中は、途中で就職しても引き続き対象となりますが、会社の健康保険に加入するなど国民健康保険を脱退すると終了します。

軽減額は？

国民健康保険料は、前年の所得などにより算定されます。軽減は、前年の給与所得をその30/100とみなして行います。

※具体的な軽減額などは、直接窓口または電話にてお問い合わせください。

制度が始まる前の失業は対象外ですか？

制度が始まる前1年以内（平成21(2009)年3月31日以降）に離職された方は、平成22(2010)年度に限り国民健康保険料が軽減されます。

※ただし、平成21(2009)年度の国民健康保険料は対象となりませんのでご了承ください。

※軽減を受けるには届出が必要です。制度の詳細な内容は、市役所の保険年金課にお尋ねください。

「(注) 届出には雇用保険受給資格者証が必要です。また、届出書に資料として雇用保険受給資格者証のコピーを添付いたしますので、必ずご持参願います。※仮算定期間の届出は保険料を推計する上で、所得の把握をさせてい

ただが必要がありますので、昨年中収入の確定申告書の控(市・府民税申告書の控でも可)または源泉徴収票と認印もご持参いただきますようお願いいたします。

※高額療養費等の判定基準も変更となる場合があります。」

退職者医療制度について

会社などを退職して年金（厚生年金、共済等）を受けられる65歳未満の方とその家族（扶養家族）は、「退職者医療制度」で医療を受けることとなります。

対象となる方 ①65歳未満で国保に加入している方②年金（厚生年金、共済等）を受けられている方でその加入期間が20年以上、もしくは40歳以降10年以上の方。

医療機関では「退職」と記載された「国民健康保険被保険者証」で受診していただきます。上記内容に該当している方で「一般」と記載された被保険者証をお持ちの方は届出が必要となります。医療費の自己負担割合、保険料のご負担は、一般の国保と同様です。

お問い合わせ 羽曳野市役所 保険年金課 TEL072-958-1111（内線1761）

後期高齢者医療制度に加入している方へ

人間ドック費用の一部助成事業

大阪府後期高齢者医療広域連合では、平成22年度から被保険者を対象に、人間ドック受診にかかる費用の一部を助成する事業を実施しています。助成を受けるには、人間ドック費用全額を一旦負担していただき、その後、市役所保険年金課窓口申請していただくことで、後日、支給が受けられます。

1. 支給対象者

後期高齢者医療被保険者で、平成22年4月1日以降に人間ドックを受診された方※ただし、

支給されるのは、同じ年度で1回だけです。また、人間ドックを受診された場合は、健康診査を受ける必要はありません。

2. 助成される金額（26,000円を限度に支給します。）

3. 対象となる医療機関（全国の医療機関および検査機関）

4. 申請（市役所保険年金課まで）

①後期高齢者医療被保険者証 ②領収書（原本）

③検査結果 ④振込先の口座情報の分かるもの

⑤印かん（認印）

後期高齢者医療給付返還通知書が届いた被保険者の方へ

大阪府後期高齢者医療広域連合では、医療機関等の窓口でお支払いいただく自己負担分の割合が変更になり、3割負担の方が1割負担で診療を受けられたことによる差額（2割相当分）を返還していただくための通知文書を送付して

います。該当者の確認作業等に時間を要したこともあり、被保険者の皆様にはご迷惑をおかけしていますが、被保険者間の負担の公平性を図る観点から、ご理解いただきますようお願いいたします。

—お問い合わせ—

大阪府後期高齢者医療広域連合 給付課
〒540-0028 大阪市中央区常盤町1丁目3番8号

TEL 06-4790-2031
中央大通F Nビル8階